

平成24年第8回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成24年11月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成24年12月3日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 12名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司(欠席)
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業(欠席)
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町暴力団排除条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 辰野町防災会議条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 平成24年度辰野町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第9 議案第7号 平成24年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第8号 平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第9号 平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第10号 平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第14 議案第12号 平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第15号 辰野町公の施設（桜町世代間交流センター）の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第17号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第20 地方自治法第180条の規定による報告事項
報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第21 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	漆戸 芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	林 康彦
教育次長	向山 光	病院事務長	赤羽 博
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	林 国久
両小野国保診療所 事務長	宮原 修二	社会福祉協議会 事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 飯澤 誠
議会事務局庶務係長 赤羽 裕治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番 中谷 道文
議席 第7番 船木 善司

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。昨日は中央道の笹子トンネルで大変な事故が起きました。吊り天井の危険性を認識したとともに、耐震強化を含め、成長期に造られた構造物の安全性にも目を向けていかなければならないと思います。定足数に達しておりますので、これより平成24年第8回辰野町議会定例会を開会します。ここで熊谷久司議員が忌引きのため、三堀善業議員が葬儀のため欠席届が出ておりますので報告します。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第8回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第8回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄ご多用の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。いよいよ衆議院議員選挙が明日公示となり、まさに「師走」と言う異称のとおり、慌ただしい選挙戦が始まります。行き詰まりの感の拭えない政局にありまして、多党乱立の選挙となりそうではありますが、町民の皆さんには投票所に足を運んでいただき、大切な一票を国政に反映させていただくことを強く望むところでございます。

次に町の今年度事業の進捗状況を申し上げますと、建設関係にありましては、羽場交差点改良事業と平出下町歩道整備事業を平行して進めておりまして、予定どおりに進捗している状況であります。地域の皆様の一層のご協力をいただく中で整備促進に努めてまいりたいと、このように考えております。また、災害に強いまちづくり事業の一環といたしまして小野中村の急傾斜地崩壊対策事業も竣工となり、湯舟配水池のPCタンク耐震化工事も3月の更新に向けて順調に進捗いたしております。学校関係にあつては川島小学校と両小野小学校の体育館の耐震化工事。また防災行政無線の整備事業では、避難所となります各学校への無線設備の配備が今月末には完了の予定であります。観光面にありましては、荒神山の遊具の改修、こもれび遊歩道、森の散歩道の整備が終わりました。そこでは冬のホタル2012のイルミネーションも現在点灯し、12月22日にはファ

イナル花火が予定されております。温泉と自然に恵まれた荒神山公園の特色を生かした、年間を通じて人の集う公園として充実を図ってまいりたいと思うところでございます。保健福祉事業にありましては、長い間待ち望んだ町立辰野病院が移転新築事業も無事完了し、安心のまちづくり拠点施設といたしまして、現在開院することができました。今後は更なる地域医療体制の再構築に向けて機能強化に向けて努力をしてまいりたいと思っております。また、県の医療問題審議会に対しまして、たまたま町村の代表で私が出ておまして、医師不足等の偏在につきましては特に東日本、以北の非常に医師不足が顕著に現れている所に対しまして、同時にまた長野県内に対しましての国に対する要請、要望を逐次行っておるところでございますし、また、当町といたしましても単独に医師確保に全力を尽くしているところでございます。また、福祉施設にあたりましては桜町の世代間交流センターが10月に完成し、樋口地区ほか3箇所の介護予防センター改修工事も順調に進み、桜ヶ丘地区や下田地区の「いきいき交流センター」にありましては新築建設工事発注の段階にあります。また、ホテルの里世代間交流センターもプロポーザルの準備を進めているところでございます。元気な高齢社会の構築に向け、これらの施設が多様な形で活用されることを期待するものであります。

さて、我が国の経済情勢は世界景気の減速を背景に7月から9月の国内総生産（GDP）が3期ぶりに期待をよそに3.5%マイナス成長となり、上伊那地域の9月の求人倍率等も0.65倍と持ち直しの動きに停滞が見られ、依然として厳しい状況にあります。長野県町村会といたしましても、国と県とが連携した地域経済の立て直しに向けた地域経済対策事業を要望し、そして実行運動を現在展開しているところでございます。このような情勢の中で、25年度の予算編成の時期を迎えました。町税等の減収が必至の限られた財源の中で、デマンド型乗り合いタクシーの運営等、少子高齢化に伴う社会保障の充実を図りながら、人口増対策としてソフトあるいはハード両面の基盤整備を進め、にぎわいや活気を取り戻すための施策の展開に知恵を出し合い、第5次総合計画の実現に向けた予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます

さて、今定例議会に提案いたします議案は、辰野町暴力団排除条例の制定など条例関連が5件、辰野町一般会計補正予算など各特別会計補正予算9件、公の施設の指定管理者の指定2件、損害賠償の額の決定及び和解について1件、専決処分報告1件であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、慎重審議をいただき原案可決くださ

いますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により議席5番、中谷道文議員、議席7番、船木善司議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、岩田清議員。

○議会運営委員長（岩田）

皆さん、おはようございます。去る、11月27日議会運営委員会を開催し、平成24年第8回辰野町議会12月定例会の会期日程、並びに審議案件について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月27日、辰野町告示第51号によって辰野町長より12月定例会を、12月3日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと12月定例会の会期日程、並びに審議案件など、議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。以上。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から12月19日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町暴力団排除条例の制定につきまして提案理由を説明申し上げます。昨年の9月に長野県暴力団排除条例が施行とされました。暴力団は資金獲得行為を多様

化させ、社会生活、社会経済活動へと不当に介入している状況にあります。暴力団を排除することは社会全体で推進することが必要でありまして、全国の市町村で条例化が進められている中でございます。当町でも町民の安心で平穏な生活と、社会経済活動の健全な発展に寄与し、そして社会全体で暴力団を排除する姿勢を示すための条例を制定をしたいとすものでもあります。この条例の内容でございますが、1ページからご覧をいただきますとお分かりのように、町の責務を第4条で、そして町民、事業者の責務を第5条で、そして町の事務及び事業に置ける措置を第6条で、そして公の施設の利用制限を加えることを第7条、そして町民等に対する支援を第8条に盛り込んで規定する内容となっております。以上、提案理由、雑ぱくでございますが、申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第4、議案第2号、辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第2号、辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。下辰野桜町地区における高齢者を対象とした介護予防事業や、子どもたちから高齢者まで世代間の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町桜町世代間交流センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき、辰野町桜町世代間交流センターの設置及び管理に関する条例を制定したいものでござい

す。以上、提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号については、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第5、議案第3号、辰野町防災会議条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第3号、辰野町防災会議条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。災害対策基本法の国の法律がこの一部を改正する法律が本年6月の27日に施行になったことに伴いまして、関係条例の改正をしたいものでございます。辰野町防災会議条例の一部が該当してまいりまして、改正の内容は2項目でございます。1項目めは辰野町防災会議条例、第2条第2号であります。議案の(2)という所でございますが、こちらが改正前は防災会議の所掌事務として災害発生時の情報収集ということになっていたわけでございますが、今回の法律の改正によりましてその所掌事務を(2)町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、に改めまして1号を追加してそのあとに、重要事項に関し、町長に意見を述べること、というものが追加されたものでございます。もう1点は3条でございます。3条5項の防災会議の委員の中に(7)でございます。7号の自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから町長が委嘱する者、を追加をいたしまして、その6項の委員の定数でございますが若干人という改正を加えたものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、辰野町防災会議条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第4号、辰野町税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。今回の改正は2点について提案するものでございます。まず1点目は身体障がい者等に対する軽自動車税の減免についてでございます。身体、または精神に一定の障がいがある方の通院、通学、通勤、その他、日常生活に必要な移動手段としての自家用軽自動車1台に限り、減免対象と現在はしております。この内で現行では車の所有、名義人につきまして精神に障がいのある方につきましては本人または生計同一者としておりますが、身体に障がいのある方の場合、ご本人が18歳になると車の所有名義人は本人のみであること、ということをや要件としております。今回この年齢要件をなくし、身体障がい、精神障がいともに所有者、名義人を本人、または生計同一者といたしまして減免の対象範囲を拡げたいものでございます。次に2点目といたしまして町民税の寄付金控除の対象寄付金を別表1のとおり指定するものでございます。これは平成20年度の税制改正における控除対象寄付金の拡大を受けまして、所得税において寄付金控除の対象となる寄付金を住民税におきましても都道府県、市町村がそれぞれ条例指定することにより控除対象となるとされたこととございます。長野県におきましては、個人県民税の寄付金控除をこれまで地方公共団体等への寄付のみを対象寄付金としていましたが、新たに対象となる指定寄付金を拡大することが県議会9月定例会で可決されました。個人住民税は都道府県と市町村民税を合算し、各市町村で徴収することとなっており、寄付を

行った日の属する年の翌年度の個人県民税、及び町民税から控除されるものでございます。寄付金額から2,000円を引いた額の4%が県民税から、同様に6%が町民税から控除されるものでございます。辰野町個人町民税におきましても地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、また民間が担う公益活動を推進する観点からも別表第1に示す寄付金につきまして長野県と同様に指定したいものでございます。施行期日につきましてはこの2点の改正、ともに平成25年度課税分より適用としたいものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○船木（7番）

2点の改正ということですが、まず1点お尋ねしますのは、この2点についての対象者はどのくらい該当するのか。それから町民税の波及分と言いますか、町民税どのくらい影響するのか。あと1点はですね国からの交付税措置というものはあるのかなのか、この3点お尋ねします。

○住民税務課長

はい、ではお答えいたします。まず対象者でございますけれども軽自動車の方でございますけれども約30名程が予想されます。それから寄付金の控除の方ではやはり25、26名から35、36件を想定しております。それから、軽自動車の方ですけれどもおおよそ20万円くらいと見込まれます。それから寄付金の方ですけれども7万円前後を予定しております。それから交付税措置につきましてはどちらの方も措置はされません。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○船木（7番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号、辰野町税条例の一部を改正する

条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。辰野町医療費特別給付金の内、少子化対策の一環として子どもの医療費の無料化を現在の15歳から18歳までに拡大をし、家庭への医療費負担の軽減を図るものでございます。併せて障がい者医療給付金の内、療育手帳の交付を受けている方は現在、A1、A2、B1の方が対象となっておりますが、これをB2の該当者までに対象範囲を拡大し、福祉の増進を図りたいものでございます。施行期日は平成25年4月1日より受けた診療費及び、療養費からの適用といたします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号については、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第8、議案第6号、平成24年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは続きまして、平成24年度辰野町一般会計補正予算（第8号）を提案するにあたりましてその提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事異動に伴う人件費の修正、農業体質強化基盤整備促進事業、太陽光発電システム設置補助金が主なものであります。この補正の増額は1億1,013万7,000円の増額であり、予算総額は79億4,300万8,000円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方交付税、分担金、国庫支出金、県支出金、諸収入、町債の増額、財政調整基金繰入金の減額補正であります。歳出につきましては、議会費をはじめとする人事異動による人件費の調整であります。次に総務費では、弁護士報酬、乗合タクシー運行事業のワゴン車購入費。民生費では介護保険会計への繰出金。衛生費では太陽光発電設置システム補助金、福寿苑への繰出金。農林水産業費では農業体質強化基盤整備促進事業の工事請負費。商工費では冬のほたる実行委員会負担金、辰野町観光協会補助金。土木費では社会資本整備総合交付金事業の拡幅改良の工事請負費。教育費では公用車輛の購入費。災害復旧費では町単農地災害復旧事業の羽場下井取付護岸の工事請負費。予備費の増額補正が主なものであります。以上のとおり補正予算の概要申し上げましたが、必要に応じて担当課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第9、議案第7号、平成24年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第7号、平成24年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出につきましては、収入は第1款、水道事業収益を978万2,000円追加し、3億2,438万6,000円としました。内訳は営業収益で666万8,000円。営業外収益で311万4,000円を追加するものです。支出につきましては第1款、水道事業費用で978万2,000円追加し、3億2,438万6,000円としました。内訳は営業費用で978万2,000円追加するものです。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の負担金を1,426万円減額し、1,013万7,000円とし、資本的支出の建設改良費で1,610万円減額し7,730万円とするものです。詳細に

つきましては6ページをご覧ください。収入の主なものは営業収益の受託工事費で沢底穴山第3堰堤工事に伴う仮設工事分の県負担金の増額700万円と、それから営業外収益の雑収益ですね、こちらの方で湯舟PC配水池濁水混入事故に関します補償金314万9,000円です。7ページをご覧ください。支出の主なものは、職員の異動に伴う人件費の増額、それから受託工事費で沢底穴山第3堰堤工事に伴う仮設工事関係の委託料と、それから工事請負費併せて700万円の追加です。それから8ページをご覧ください。資本的収入の負担金で沢底穴山第3堰堤工事に伴う県負担金を1,426万円減額しました。それから9ページをご覧ください。資本的支出の配水設備改良事業、こちらの方で沢底穴山第3堰堤工事に伴う配水管移設工事の不用減額分を委託料、工事請負費、併せて1,610万円減額しました。沢底穴山第3堰堤工事の関係につきましては当初予算では24年度の1年間で実施する予定でありましたけれども、堰堤工事の方を複数年かけて工事をするというようなことに変更になった関係で、配水管の仮設工事をですね、今まで地上配管というふうに考えておりましたが地下埋設配管としたことによって受託工事費が増額となったこと。それから、資本的支出で実施する移設工事の大部分が次年度以降に延びたことによります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第7号、平成24年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第8号、平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第8号、平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算(第1号)について提

案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,682万6,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入は基金繰入金を212万7,000円減額しました。7ページをご覧ください。歳出は総務費の内、総務管理費の給料職員手当等、共済費を合計212万7,000円減額するもので、職員の人事異動に伴う減額です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○永原（1番）

7ページの職員の所なんですが、手当の所、7,000円職員手当だけが上がっているんですが、この手当はどういった手当でしょうか。お聞きします。

○水処理センター所長

9ページの所に職員手当の内訳というのがありまして、こちらの方の合計で7,000円が増額ということです。

○議長

永原議員、よろしいですか。

○永原（1番）

これの差引でってということでしょうか。

○水処理センター所長

すみません。職員手当と通勤手当、時間外勤務手当、この3つの合計で7,000円になっていると思います。

○議長

ほかにありますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第8号、平成24年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり可決されました。日程第11、議案第 9 号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第 9 号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ 271 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 8,731 万 1,000 円とするものです。6 ページをご覧ください。歳入では下水道使用料を 271 万 3,000 円追加しました。7 ページをご覧ください。歳出の主なものについて説明いたします。公共下水道総務費の人件費については人事異動に伴い、臨時職員を正規職員化したことによる補正です。水処理センター管理費で、原材料費として処理場補修材料を60万円追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 9 号、平成24年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 9 号は原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号、平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第10号、平成24年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 168 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ1億97万6,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入では基金繰入金
168万2,000円減額しました。7ページをご覧ください。歳出では人事異動に伴いま
して、農業集落排水総務費で給料、職員手当等、共済費、合計で168万2,000円減額しま
した。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよ
うよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、平成24年度辰野町農業集落排水処理
施設特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の
とおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、
議案第11号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といた
します。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由
をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ3,171万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,851万
9,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。療養給
付費等交付金は退職者被保険者にかかる医療費の増加や、前々年度の対象基準額の調整
率等により、今年度示されております交付予定額が増額になりまして2,100万円の増額
でございます。7ページをご覧ください。繰越金でございますが、前年度繰越金1,071
万9,000円の増額でございます。次に歳出8ページをご覧ください。保険給付費は高度
医療が進む中で、全ての給付費において増加傾向であります。1項2目の退職被保険者
等療養給付費につきましては1,750万円の増額。2項、高額療養費では1目の一般被保
険者が1,071万9,000円、2目の退職被保険者等が350万円それぞれ増額ございま
す。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお

願ひ申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号、平成24年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第14、議案第12号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

議案第12号、平成24年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。今回は歳入歳出それぞれ480万5,000円の追加補正をお願いし、歳入歳出の総額を2億7084万3,000円とするものであります。その内容を申し上げます。6ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、繰入金として一般会計より繰入をいただき480万5,000円を増額補正するものであります。次に7ページをご覧ください。歳出の内、総務費の一般管理費の給料につきましては臨時職員の人事異動による増加分と、及び当初計上すべき職員給料の未計上分の増加であります。次に職員手当等につきましては職員の人事異動による増額分でございます。次に賃金につきましては臨時職員賃金の増加分であります。次に需用費の09医薬材料費につきましては、入所者の医薬材費が当初見込みより増額してきたことによる増額補正であります。次に工事請負費につきましては、厨房新設工事及び受配電変換工事の入札により差金が生じての減額であります。また、備品購入費につきましては当初、送迎用車輛の買替購入として計上しましたが、これを取り止めることにより減額いたすものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしく申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第15、議案第13号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第13号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。歳入歳出予算の総額から781万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,691万9,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では告知システム基金の繰入を789万2,000円減額。7ページをお願いいたします。諸収入で消費税還付金8万2,000円。これは23年度に納めた消費税の精算によるものであります。次に8ページをご覧ください。歳出ですが人事異動に伴います、人件費の調整781万円の減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、平成24年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第14号、平成24年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,486万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,897万2,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の国庫支出金でございま

すが、介護保険事業費補助金は住基法改正に伴うシステム改修にかかわる補助金 110 万 2,000 円でございます。7 ページをご覧ください。支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の23年度分の精算による、併せて 115 万 6,000 円の交付によるものでございます。次に 8 ページの県支出金でございますが、県の財政安定化基金からの交付金でございます。第 5 期の 3 年間で使用していくものでございます。9 ページの繰入金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金で職員共済分と住基法改正に伴うシステム改修費の町の負担分でございます。114 万 3,000 円の増額でございます。また地域支援事業共済費等の町負担分 14 万 6,000 円の増額でございます。10 ページの繰越金でございますが、前年度繰越金確定による 183 万 1,000 円の増額でございます。歳出 11 ページをご覧ください。総務管理費の一般管理費でございますが、職員共済費の 4 万円の増額と上伊那広域連合負担金 220 万 5,000 円でございます。12 ページの地域支援事業費でございますが、包括的支援事業職員の手当、共済費の増額分 14 万 6,000 円でございます。13 ページの基金積立金は歳入でご説明いたしました県よりの財政安定化基金交付金と繰越金の一部を合わせて 1,107 万 7,000 円を介護給付費準備金に積み立てるものでございます。14 ページの予備費でございますが、140 万円を増額とさせていただきます。以上、提案理由を申し上げますのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 17、議案第 15 号、辰野町公の施設（桜町世代間交流センター）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 15 号、辰野町公の施設（桜町世代間交流センター）の指定管理者の指定につきまして提案理由をご説明申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するために、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。辰野町桜町世代間交流センターにつきましては、下辰野区へ平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までお願いするものでございます。なお、以後、協定により延長することができるというものでございます。以上、提案理由をご説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号については、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第18、議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第16号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を説明申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。来る25年3月31日をもって指定管理の指定期間が満了する3施設に関しましてご審議をいただきたいわけでございます。1番目の辰野パークホテルでございます。それと2番目の観光情報センター「パルティス」の関係でございますけれども、こちらにつきましては8月28日の選定委員会を開催をいたしまして、指定管理者の指定手続に関する町の条例に則りまして候補者の公募を行った結果、パークホテルにつきましては4者から、そして観光情報センターにつきましては3団体から応募がございました。それを受けまして11月1日と11月12日の2回にわたりまして選定委員会による選定基準に基づき審査を実施をいたしました。そして、識見を有する方5名で構成します候補者選定審査会に諮りまして審査をいただき、その1番目のパークホテルにつきましては株式会社グリーンハウス、本社は東京都新宿区、代表者は代表取締役、田沼千秋氏を候補者として選定をしたものでございます。指定期間は平成25年の4月1日から平成30年の3月31日まで。町から指定管理料は支払わないというものでございます。2番目の観光情報センター「パルティス」でございますけれども、こちらは1番目と同様の審査を行った結果、現在の指定管理者であ

ります、ほたるインターネット辰野、所在は辰野町平出、代表は馬淵泰太郎氏を候補者
としたいとするものでございます。指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日
までの3年間。指定管理料は前回と同額の365万円の指定管理料でございます。この今
の2件につきましては、選定基準に沿いまして審査項目を設け評価点による選考を行っ
た結果、評価点が最も高く、そして順位1番を付けた評価をした委員の人数が最も多
かったということによりまして、選定をさせていただいたものでございます。3番目の
辰野町世代間交流施設「昆虫館」でございますが、こちらにつきましては平成12年に設
置以来、昆虫を通しての交流施設として「世界昆虫館」川島渥氏に委託をし平成21年か
らは指定管理に関する基本協定を奥様の川島陽江氏と結び現在に至っております。指定
手続等に関する町の条例第5条に基づきまして、設置の目的を最も効果的に達成できる
者と認め公募によらない指定管理者の候補者として選定したものでございます。指定管
理料は前回と同額の100万円でございます、平成25年の4月1日から平成27年3月31
日までの再指定でございます。以上、指定管理者の候補者として選定をいたしましたの
で、指定の議決を求めるものでございます。ご審議の上、原案可決いただきますようよ
ろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題につ
いて質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号については、会議規則第37
条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号については、総務産業常任委員会に付託する
ことに決しました。日程第19、議案第17号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議
題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第17号、損害賠償の額の決定及び和解について提案理由を申し上げます。地方自

治法の第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、損害賠償額の決定及び和解につきまして議会の議決を求めるものでございまして、この事故は平成23年11月の15日、宮木の配水池からの給水管の切り回し工事によりました町の工事によるものでございます。その原因によりまして湯舟配水池からの汚濁水配水により、辰野町中央の個人住宅内の水道配管に泥が混入をし、エコキュートユニットの損傷し、最終的にはユニットの交換を業者に依頼をし取り替えたものでございます。和解の内容でございますが、損害賠償額は63万円。そして当事者双方は、今後本件に関し裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申し立てをしないことで和解をしたいものとするものでございます。上程が遅くなりましたけれども、こちらの事情につきましては新築の住宅でございまして住宅の使用が秋ではなく、春の3月中旬からと。それで被害の発見が遅れたことが1つございます。そして場所的にもですね管末の家庭であったため洗浄作業では汚れが取れず、保険会社とのやりとりの中で時間を費やしたものでございまして、最終的にはユニットの設備を取り替えるというもので和解をさせていただきたいものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分につきまして報告をさせていただきます。地方自治法第180条の規定によりまして町が損害賠償の責めを負うものにつきまして専決処分をいたしまし

たので、報告をさせていただくものでございます。2件ございまして2件とも道路管理上の財物事故でございます。1件につきましては、平成24年7月4日、町道7号線新町地籍にて起きた事故でございまして、道路脇の舗装面が長さ1メートル、深さ15センチにわたりえぐれていた関係で車の左側タイヤを落とし、タイヤのバースト及びアルミホイルの変形など損傷したものでございます。賠償金額は、16万4,850円、専決年月日は平成24年の9月6日でございます。もう1件につきましては平成24年9月20日に発生した事故でございまして、こちらにつきましては町道1090号線の宮木地籍の事故でございます。道路側溝のグレーチングに乗り上げたところ、側溝が破損していたことによりまして鉄蓋とともに脱輪し、フロントバンパ、アルミホイール、タイヤサスペンション等を破損したものでございまして、賠償金額は20万13円。専決年月日は平成24年10月18日でございます。いずれの賠償金につきましても全国町村会総合賠償責任保険にて示談となったものでございます。以上、報告させていただきます。

○議長

只今報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第21、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表朗読)

○議長

ただ今の陳情第12号は文書配布とし、陳情第13号及び第14号は福祉教育常任委員会へ、陳情第15号は総務産業常任委員会へそれぞれ付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

11. 閉会の時期

12月3日 11時 18分 散会